

第 号
年 月 日

堺市都市緑化センターイメージキャラクター「ポピアン」データ使用承認通知書

様

堺市長



年 月 日付けで申請のありました堺市都市緑化センターイメージキャラクター「ポピアン」のデータ使用について、次の条件を付して承認しますので通知します。

記

1. 使用目的
2. 使用形態
3. 使用期間
4. 使用データ
5. 参考資料

条 件

- (1) 使用承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた形、色等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
- (4) イメージキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) イメージキャラクターの下部等適切な位置に「堺市都市緑化センターイメージキャラクターポピアン」と表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、「ポピアン®」の表示をもって代えることができる。
- (6) 当該使用に係る完成物件を速やかに提出すること。ただし、完成物件の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。
- (7) 意匠登録、商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は出願を行わないこと。